

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第1回会議配布資料	24
--------------------------------	----

性犯罪が親告罪とされた理由等について

性犯罪が親告罪とされた理由等について

【旧刑法】（明治13年）

第三百五十條 前數條（強制わいせつ，強姦，準強姦）ニ記載シタル罪ハ被害者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

〈日本刑法草案会議筆記〉（◎ボアソナード，○鶴田皓）

◎此條第一項ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論スルコトハ獨乙刑法第百七十七條ニモ其例アリ故ニ之ヲ爰ニ置クハ至極良法ナリ

例ハ一ノ家内ニ於テ物騒カシキ故ニ巡查ニテ立入り之ヲ取鎮メ一應問糾シタルニ若シ強姦シタル事ノ分リタル時ハ其儘ニ差置キ其告訴ヲ待ツヘキ者ト爲ス但シ往来等公ケノ場所ナレハ假令強姦ニアラサルモ矢張猥褻ノ所行トシテ罰スヘキナリ

此條ニ於テ告訴ヲ待テ其罪ヲ論スルト爲スハ何トナレハ父母杯ニ於テハ其娘ノ強姦セラレタルコトヲ怒ルト雖モ又或ハ其娘ノ恥辱ト爲ルヘキコトヲ顧ミ恐レ内濟セントスル者ナキニアラス然ルニ之ヲ検事等ヨリ告發スル時ハ却テ大ニ迷惑ヲ爲スヘキ事アレハナリ

○然リ強姦ヲ爲シタル犯人ハ太タ惡ムヘシト雖モ又タ其惡ムヘキニ換ヘ難キ恥辱ト爲リ名譽ヲ害スルニ至ルコトアリ

例ハ處女等ニ至テハ一旦強姦セラレタル世評ヲ受クル時ハ夫カ爲メ竟ニ他ヘ嫁スヘキ妨害ト爲ル事アルモ知ル可カラザレハナリ

◎然リ故ニ此告訴ヲ待ツヘキコトハ必ス爰ニ記セサルヲ得ス

【現行刑法定時】（明治40年）

第一百八十条 前四条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

※ 前四条ノ罪：強制わいせつ罪，強姦罪，準強制わいせつ罪，準強姦罪，これらの罪の未遂罪

〈「刑法改正案」理由書〉明治40年第23回帝国議會提出

現行法第三百五十條ト同シク親告罪ノ規定ニシテ現行法ハ被害者又ハ親屬ノ告訴ヲ待ツコトト爲スト雖モ本案ハ之ヲ改メ単ニ告訴ヲ待テ其罪ヲ論スト規定シ其告訴權利者ノ何人タリヤハ刑事訴訟法及ヒ民法ノ規定ニ依リテ定メント期シ爰ニ明示セサルコトトセリ告訴權ヲ有スル者ハ概ネ被害者又ハ其法定代理人ナリ

【昭和33年刑法改正】

第一百八十条 前四条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

②二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタル前四条ノ罪ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ

〈昭和33年3月25日衆議院法務委員会提案理由補足説明（法務省刑事局長）〉

これらの罪（引用注：強制わいせつ罪，強姦罪，準強制わいせつ罪，準強姦罪及びこれらの罪の未遂罪）は風俗に対する罪でありますとともに，個人の身体及び人格を侵害する暴力的犯罪たる色彩を帯びているものであります。特にこれが輪姦的形態において犯される場合には，その暴力的犯罪としての凶悪性が著しく強度でありまして，もはやその訴追を被害者の利益のみによって左右することは適当ではないと考えられるのであります。一方，被害者において内心その処罰を望んでいても，犯人による報復を恐れて，告訴することをちゅうちょしたり，あるいは告訴の取消しを余儀なくされ，いわゆる泣き寝入りとなる場合も多いと考えられるので，輪姦的形態において犯されたこれらの罪を非親告罪といたしまして，かかる悪質事犯の真に処罰すべきものは直ちに処罰し得ることとするために，この第二項の規定を設けたのであります。

【平成7年刑法改正】（口語化，内容に変更なし。）

第一百八十条 第一百七十六条から前条までの罪は，告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は，二人以上の者が現場において共同して犯した第一百七十六条から前条までの罪については，適用しない。

【平成16年刑法改正】（集団強姦罪の創設等，親告罪の範囲に変更なし。）

第一百八十条 第一百七十六条から第一百七十八条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は，告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は，二人以上の者が現場において共同して犯した第一百七十六条若しくは第一百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪については，適用しない。

※ 第一百七十六条 : 強制わいせつ罪
第一百七十七条 : 強姦罪

第一百七十八条第一項：準強制わいせつ罪

第二項：準強姦罪

(第一百七十八条の二：集団強姦罪，集団準強姦罪) →非親告罪